

吹田市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(登録の廃止等)</p> <p>第7条 登録者は、登録を廃止しようとするときは、<u>利用登録廃止届に登録カードを添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p> <p>(登録カードの紛失等)</p> <p>第13条 登録者は、登録カードを紛失し、又は盗み取られたときは、直ちに利用登録カード紛失等届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(紛失等による登録カードの再交付)</p> <p>第14条 ----- 略 -----</p> <p>2 前項第1号に該当して登録カードの再交付を申請する者は、使用することができなくなった登録カードを同項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録カードを再交付するものとする。</p> <p>(登録カードの返還)</p> <p>第15条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに登録カードを市長に返還しなければならない。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定により登録を廃止されたとき。</p> <p>(2) 第13条の規定による届出をした後において、紛失し、又は盗み取られた登録カードが手元に戻ったとき。</p> <p>(実費の徴収)</p> <p>第16条 ----- 略 -----</p> <p>(申請書等の様式)</p>	<p>(登録の廃止等)</p> <p>第7条 登録者は、登録を廃止しようとするときは、<u>システムにより届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、利用登録廃止届の提出により行うことができる。</u></p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p> <p>(紛失等による登録カードの再交付)</p> <p>第13条 ----- 略 -----</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録カードを再交付するものとする。</p> <p>(実費の徴収)</p> <p>第14条 ----- 略 -----</p> <p>(申請書等の様式)</p>

現 行	改 正 案
第17条 (委任) 第18条	第15条 (委任) 第16条